

大井町監査委員告示第2号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づき、請求人から提出された住民監査請求について、同条第 5 項の規定に基づき監査した結果を別紙のとおり請求人に通知したので、これを公表する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

大井町監査委員	井上 卓司
同	牧野 一仁

大 監 第 1 号
令和8年8月28日

請求人 様

大井町監査委員 井上 卓司
同 牧野 一仁

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

令和8年7月1日付けで受理した住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定に基づき監査を行ったので、その結果を次のとおり通知する。

第1 請求に対する判断

本件監査請求のうち、議会運営、政策形成一般、住民説明の方法等に関する部分は、法第242条第1項に規定する財務会計上の行為との関係が明確でないか、又は政策論・議会運営論にとどまるため、却下とする。

また、当初契約の締結、変更契約の締結、補正予算の計上及び支出負担行為に係る部分については、入札手続、契約変更の経過、議会及び関係会議での一定の説明・審議、事業の政策的合理性等に照らし、直ちに違法又は不当とまでは認められず、また町に財務上の損害が生じたとも認め難いことから、棄却とする。

もっとも、本件は、当初の改修前提から新築方針への転換に至る過程、及びその後の設計変更・契約変更・予算措置が相互に密接に関連する事案であることから、行政実務としては、今後、重要な方針転換に関する記録の整理、住民及び議会への説明の在り方、並びに契約変更の法的整理を、より一層明確にしておくことが望まれる。

第2 請求の内容

1 請求人
(略)

2 被請求人
神奈川県大井町長

3 請求の対象となる行為

本件町立認定こども園整備事業に関し、当初は既存施設の改修を前提としていたにもかかわらず、その後、事業内容を新築・建て替えへ変更し、これに関連して締結された認定こども園改修基本設計業務委託契約及びその変更契約、並びに関連する補正予算の計上、支出負担行為その他財務会計行為。

4 請求の要旨

請求人及び陳述会における陳述内容を総合すると、請求の要旨はおおむね次のとおりである。

- (1) 当初は改修を前提としていたが、その後、新築・建て替えへ実質的に変更された。
- (2) 変更後の事業は当初契約と同一性を欠き、本来は新たな事業として予算措置、入札及び契約手続を経るべきであった。
- (3) それにもかかわらず、十分な説明や実質的審議を経ないまま補正予算及び変更契約が進められた。
- (4) その結果、町に不要又は回避可能な支出が生じ、財務上の損害が発生した。
- (5) 契約変更に関する書類の日付や記載内容にも不自然な点があり、手続の整合性に疑義がある。
- (6) 再入札を行えば、より低廉に実施できた可能性がある。

第3 監査の対象

本件監査の対象は、次の財務会計行為に関する違法性又は不当性の有無とした。

- (1) 令和7年度認定こども園改修基本設計業務委託に係る当初契約の締結
- (2) 当該契約に係る変更契約の締結
- (3) 関連する補正予算の計上及び支出負担行為
- (4) 上記一連の財務会計行為に伴う町の財務上の損害の有無

第4 監査の方法

監査委員は、請求書、契約関係書類、議会議事録、子ども・子育て会議資料、その他関係書類を確認し、請求人からの陳述を受けるとともに、所管課から説明を求め、事実関係及び法的評価について検討した。

特に、本件では、当初契約から変更契約に至る経過が、単なる設計内容の微修正にとどまるのか、あるいは事業目的・事業手法・設計前提を実質的に変更する

ものなのかが主要な論点であるため、契約書、仕様書、設計変更伺い、議会説明資料、比較検討資料、会議録及び関係決裁文書の整合性を中心に確認した。

第5 確認した事実

1 町立認定こども園整備に向けた検討の背景

町は、少子化の進行、保育需要の変化、施設の老朽化、幼保一元化への対応等を背景として、町立認定こども園整備の検討を進めてきた。

事実証明資料1、3、6及び7によれば、町においては、少なくとも令和5年頃から、町立幼稚園・学校のあり方、幼稚園の将来、保育園との一体化、認定こども園化の方向性について検討が重ねられていた。

この過程では、教育委員会定例会や子ども・子育て会議において、園の将来像、園児数の見通し、保育と教育の在り方、給食の方法、通園方法、定員設定等について継続的に議題となっていたことがうかがえる。

もっとも、これらの検討は長期にわたり段階的に進められていた一方で、会議の一部が非公開で行われていたこと、及び公開された資料のみからは、検討過程の全容を把握することが容易でなかったことも認められる。

2 当初方針は既存園舎の改修による整備であったこと

事実証明資料4及び6によれば、当初、町は、現在運営中の大井町立大井第二幼稚園を幼保連携型認定こども園に用途変更し、既存建物を改修して活用する方針を前提としていた。

事実証明資料4の仕様書には、業務名称を「令和7年度 認定こども園改修基本設計業務委託」とし、その目的として、現在運営中の大井町立大井第二幼稚園を幼保連携型認定こども園に用途変更し、公立保育園機能を移設するとともに、待機児童の解消を図る旨が記載されている。

また、計画施設概要としては、予定地を足柄上郡大井町金子1270-1（現大井町立大井第二幼稚園）、建築物の用途を幼保連携型認定こども園とし、委託業務期間を契約締結日の翌開庁日から令和8年3月25日までとすることが定められていた。

さらに、同仕様書においては、設計条件の整理、法令上の諸条件の調査及び関係機関との協議、基本設計方針の策定、基本設計図書の作成、概算工事費の検討、説明資料作成、必要な調査業務、関係機関との打合せ資料・議事録・必要申請書類の作成、その他建築物の計画に付随する業務等が業務内容として定められていた。

このように、当初契約は、単なる机上の検討ではなく、その後の施設整備の具体的前提を形成する性格を有するものであった。

3 当初契約に係る積算と入札手続

事実証明資料4及び入札経過調書によれば、令和7年6月26日、認定こども園改修基本設計業務委託に係る入札が実施され、複数社が参加した結果、株式会社西山建築設計事務所が落札した。

予定価格（消費税込み）は8,558,000円であり、落札額は4,378,000円であった。

町は、令和7年7月7日、同社との間で、契約金額4,378,000円、履行期間を契約日の翌開庁日から令和8年3月25日までとする業務委託契約を締結した。

したがって、当初契約については、競争入札手続を経た上で締結されたことが認められる。

また、落札額は予定価格を相当程度下回っており、この点からみても、当初契約締結時点において、著しく不合理な価格設定がなされていたとまでは認められない。

4 当初議会審議の状況

事実証明資料1及び2によれば、令和7年6月4日の大井町議会第2回定例会において、認定こども園整備に係る補正予算が審議され、認定こども園改修基本設計業務委託料として8,558,000円が計上された。

この時点では、説明資料及び議会答弁上、当初の整備方針は、既存の大井町立大井第二幼稚園を改修して認定こども園とするものであり、新築・建て替えが事業として明確に位置付けられていたとは認められない。

また、議員からは、当該事業の目的、整備方法、保育園と幼稚園のあり方、説明不足、議会への情報提供のあり方について多くの質問及び意見が出されている。

この時点では、議会としては、改修前提の事業として補正予算を審議したものとみられ、後に新築方針へ変更されることまでを前提に、事業の総体像を判断していたとは言い難い。

5 改修から新築への方針変更に至る検討経過

事実証明資料2によれば、令和7年8月12日の政策経営会議及び同月26日の方針打合せにおいて、委託業者が作成した改修・新築の概算費用比較資料、仮設園舎費用、築年数、将来の大規模修繕の必要性、園児動線、職員環境、給食、自園調理、ICT対応等を踏まえ、改修による整備よりも新築（建て替え）の方が政策的に適切であるとの判断が示された。

その後、令和7年9月3日の議会一般質問において、町は、改修だけでなく

新築・建て替えも視野に入れて検討している旨を答弁している。

さらに、令和7年10月21日の議会全員協議会においては、改修・新築の比較検討資料を提示した上で、改修から南側新築へ変更する旨の説明が行われた。

令和7年10月28日の子ども・子育て会議においては、認定こども園の整備について、施設のあり方、園の定員、給食、自園調理、園区、子育て支援事業、通園バスの扱い等について質疑応答が行われた。

これらの経過からすると、町においては、少なくとも令和7年8月以降、改修案と新築案を比較しつつ、事業の方向性を見直していたことが認められる。

なお、担当課からの聞き取りによれば、県の開発審査会が年数回の開催にとどまるため、認定こども園整備事業を前に進めるためには、一定のスピード感を持って対応する必要があると認識していたこと、また、改修から新築への変更について再入札を行い、当初からやり直すこととした場合には、事業全体の遅延が懸念されたことを確認した。

さらに、株式会社西山建築設計事務所から築後50年を経過している既存園舎を改修した場合の、今後20年間に想定される老朽化に伴う躯体や設備等の改修・更新工事の必要性についての資料が示され、将来的な建て替えや大規模改修についても比較検討する必要があると考え、政策経営会議等において改修案と新築案の比較検討が行われていたことも、担当課からの聞き取り・資料提供により確認した。

6 方針変更後の説明と合意形成

町の経過説明資料によれば、その後も整備方針は一度で確定したわけではなく、園舎位置、解体順序、開園時期、定員設定等について、政策経営会議、子ども・子育て会議、保護者説明会、県との協議を経ながら、段階的に見直しが行われた。

特に、令和8年1月15日の政策経営会議においては、園児安全の確保、園生活への影響、スケジュールの再検討を踏まえ、現在の園舎を解体した上で新園舎を建設する方針が整理され、令和8年1月26日、同年3月13日にも変更契約が締結されている。

もっとも、請求人は、これらの説明は、方針変更後又は既に契約・予算が先行した後のものであり、十分な事前合意形成とはいえない旨を主張している。

この点については、後記の判断において、財務会計行為との関係を踏まえて検討する。

7 変更契約の締結

事実証明資料5によれば、令和7年10月31日、町は、当初契約の相手方であ

る株式会社西山建築設計事務所との間で変更契約を締結し、契約金額を2,841,300円増額して7,219,300円とした。

変更理由は、改修方針から新築方針への変更、地盤調査の必要性、認定こども園として必要な機能・面積・動線・職員環境等の再検討であった。

また、事実証明資料11によれば、変更契約に係る決裁に際し、設計変更伺書、契約変更協議書、執行伺（変更）等が作成され、一定の内部手続が進められていたことが認められる。

この変更契約については、当初契約に基づく業務の継続として整理されている一方、改修から新築への方針転換に伴い、業務の内容自体にも少なからず変化が生じていることがうかがえる。

8 変更契約に係る書類の構成と記載内容

事実証明資料11によれば、変更契約に係る書類には、決裁日、起案日、変更理由、変更金額、設計変更の内容、業務内容の整理等が記載されている。

具体的には、変更契約協議書において、当初は現施設の改修による整備を予定していたが、検討を重ねた結果、新築とする方針に変更となったこと、並びに地盤調査を実施する必要性が生じたことが示されている。

また、設計書においては、建築総合、電気設備、機械設備、資料、各種申請関係書類等の項目が整理され、変更後設計価格は12,830,000円、変更後請負額は7,219,300円と算定されている。

これらの書類からは、町が当初契約の枠内で変更契約により対応しようとした意図はうかがえるが、当初契約との同一性、変更契約による処理の相当性、再入札を行わなかった理由等を、書類上なお一層明確にする余地があったものと認められる。

9 その後の進行と追加の変更契約

町の経過説明資料及び陳述会における陳述によれば、その後も整備方針は一度で確定したわけではなく、園舎位置、解体順序、開園時期、定員設定等について、政策経営会議、子ども・子育て会議、保護者説明会、県との協議を経ながら、段階的に見直しが行われた。

特に、令和8年1月15日の政策経営会議においては、園児の安全確保、園生活への影響、スケジュールの再検討を踏まえ、現在の園舎を解体した上で新園舎を建設する方針が整理され、令和8年1月26日、同年3月13日にも変更契約が締結されている。

本件監査の対象は、住民監査請求書で特定された財務会計行為に限定されるため、これら後続の変更契約の適法性については、必要な限度で本件の経過と

して参照するにとどめた。

ただし、当該後続の変更契約が、本件における方針転換の過程をさらに複雑化させていることは否定できず、後日の説明・検証の観点からは、これらの契約関係を時系列で整理しておくことが重要である。

10 議会・関係会議・保護者説明の状況

事実証明資料1及び2、並びに町の経過説明資料によれば、本件事業については、議会全員協議会、議会一般質問、子ども・子育て会議、保護者説明会、県への事前相談等が段階的に実施されている。

議会においては、当初の改修前提から新築への方針変更について、比較検討資料を示しながら説明が行われ、費用、園児の安全、保育環境、給食、自園調理、通園バス、園区、定員等に関する質疑がなされている。

また、子ども・子育て会議においても、認定こども園の整備に係る基本的な事項について質疑応答が行われ、保護者説明会等においても、園児の生活への影響や今後のスケジュールについて説明が重ねられている。

もっとも、請求書及び陳述においては、これらの説明は、方針変更後あるいは既に予算及び契約が進んだ後のものであり、住民の意思を反映した十分な事前合意形成とはいえないとの指摘がなされている。

また、会議録や説明資料の公開状況との関係では、住民が事業の方向性を早期に把握し、これに基づき意見を述べるための情報が十分であったかについて、なお疑義が示された。

第6 監査委員の判断

1 却下の理由

(1) 住民監査請求の対象性

法第242条第1項に基づく住民監査請求は、普通地方公共団体の財務会計上の行為又は怠る事実を対象とするものであり、政策判断一般、議会運営一般、説明責任一般の問題を直接争う制度ではない。

(2) 本件請求の一部は政策論・議会運営論にとどまること

請求人の主張のうち、住民説明の方法の当否、非公開での検討の可否、子ども・子育て会議や議会における審議の在り方、方針形成のプロセス一般の妥当性に関する部分は、個別の財務会計行為の違法性を直接基礎づけるものではなく、政策判断又は議会運営に関する評価にとどまる。

(3) したがって、該当部分は却下相当

したがって、本件請求のうち、個別の支出又は契約行為に直結しない政策論・議会運営論にとどまる部分は、住民監査請求の対象としては不適法であり、却下とするのが相当である。

2 棄却の理由

(1) 当初契約の締結は入札手続を経ており、直ちに違法とはいえないこと

当初契約は、令和7年6月26日に実施された入札に基づき、複数社参加の競争の結果、株式会社西山建築設計事務所と締結されたものである。

予定価格8,558,000円に対して落札額は4,378,000円であり、競争手続を経ている。

また、落札額は予定価格を大きく下回っており、当初契約の締結に当たり、直ちに不合理な価格設定や手続上の瑕疵があったとは認め難い。

したがって、当初契約については、直ちに違法又は不当であると認める事情はない。

(2) 変更契約は仕様変更・設計変更に基づいており、一定の合理性が認められること

本件では、改修前提から新築・建て替え方向への方針変更が行われ、これに伴って設計内容及び業務内容が変更された。

その変更理由として、施設の老朽化、仮設園舎の費用、将来の大規模修繕の見通し、園児の動線、保育・教育機能の充実、給食方式、自園調理、職員環境、ICT対応、0歳児保育への対応等が示されている。

また、委託業者から改修・新築の概算費用比較が提示され、受注者同意のもとで方針転換が行われたものである。

国土交通省が策定した建設設計業務等変更ガイドラインや、契約約款上の以下の規定及びその他の規定を踏まえれば、本件の変更契約が、全く根拠を欠くものとはいえない。

(業務に係る乙の提案)

第20条 乙は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を乙に通知するものとする。

3 甲は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認めるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

特に、本件においては、改修前提で始まった設計が、その後の比較検討により新築方針へ転換したものであって、単なる軽微な修正ではなく、設計条件の大きな変更を伴うものであったことは認められる。もっとも、そうであるから直ちに変更契約が違法となるわけではなく、実際に必要な業務の範囲が変更されたのであれば、当初契約に付随する変更として処理することにも合理性が認められる。

さらに、担当課の聞き取りによれば、県の開発審査会が年数回の開催にとどまることから、事業を前に進めるためにはスピード感を持った対応が必要であり、改修から新築への変更に伴い、再度入札を行う場合には、事業全体の遅延が懸念されるとともに、再度入札による事業費の圧縮についても必ずしも見込めるものでないことから、当初契約に係る変更契約として処理することが選択された経過がある。

加えて、築後50年を経過している既存園舎を改修した場合に今後20年間で必要となる更新工事等も含め、政策経営会議等で比較検討が行われていたことが確認できる。

(3) 議会及び関係会議で一定の説明・審議が行われていること

議会全員協議会、議会本会議、子ども・子育て会議、保護者説明会等においては、当初方針からの変更理由、施設のあり方、定員、給食、自園調理、保護者対応、通園方法等について一定の説明及び質疑応答が行われている。

確かに、説明の十分性や情報公開のあり方については疑義が残るものの、全く説明がなされていない、又は審議が皆無であったとまではいえない。

むしろ、方針転換に伴い、複数の会議体や保護者説明会等の場が設けられ、その都度、必要とされる事項について説明が行われていることが確認できる。

(4) 事業目的及び契約変更に財務上の裁量が認められること

本件事業は、子育て支援及び施設整備に関する政策的事業であり、事業目的、施設機能、整備手法及び財源の選択については、一定の行政裁量が認められる。

本件の変更契約により契約額は増加したが、その増加が直ちに違法な支出又は回避可能な損害であることを示す十分な資料は示されていない。

また、変更後の契約額7,219,300円についても、変更後の設計業務及び地盤調査等を含む追加業務の内容に照らすと、直ちに不相当に高額であるとまでは認められない。

(5) 損害発生の立証が不十分であること

請求人は、増額分及びその周辺に財務上の損害がある旨を主張するが、当該増額が実際の仕様変更に対応するものであること、同一条件で別手続をと

った場合により低廉となったかどうか、当初契約のままでは事業目的を達成し得なかったかどうかについて、現時点で損害の発生を認定するに足りる明確な立証はない。

本件では、改修案と新築案の比較、地盤調査の必要性、園児動線や職員環境等の検討を踏まえて方針が変更されており、変更契約に伴う増額が、直ちに不要又は回避可能な支出であるとまではいえない。

他方で、当初方針からの転換により追加の業務が生じたこと自体は明らかであり、今後は、こうした変更が生ずる場合には、より早い段階での比較検討と説明の充実が求められる。

(6) したがって、該当部分は棄却相当

以上のとおり、本件財務会計行為については、直ちに違法又は不当と認めるには足りず、また町に財務上の損害が発生したとも認め難いから、請求の当該部分は棄却とするのが相当である。

第7 監査委員の意見

本件では、法的には棄却相当と判断される部分がある一方、行政実務としては、事業方針の転換、住民及び議会への情報提供の時期と内容、非公開部分の取扱い、関係者との協議方法について、より丁寧な説明と記録の整備が望まれる。

特に、本件のように、当初は改修を前提として予算及び契約手続を進めながら、その後に新築へ方針転換し、さらに建設位置や開園時期まで見直すに至った経過を踏まえると、今後は、事業の重要な転換点ごとに、議会への説明、住民への情報提供、関係機関との協議記録の整備を一層徹底されたい。

また、設計変更契約を含む財務会計行為については、変更の必要性、変更後の業務範囲、当初契約との同一性、再入札を要しない理由等を、書面上も明確に残しておくことが望まれる。

さらに、予定価格の設定、複数見積又は比較検討の有無、意思決定過程の記録保存については、後日の監査や情報公開に耐え得るよう、事前から整理を徹底されたい。

加えて、本件のように、当初契約後に事業内容が実質的に変化する事案では、契約変更の法的整理のみならず、当初契約との同一性、競争性の確保、見積取得の方法、比較検討の過程について、住民に対しても理解しやすい形で説明することが求められる。

そのため、今後は、重要な意思決定に至る経過を、会議録、比較資料、決裁文書等により一層明確に残すとともに、必要に応じて、住民説明の機会を適切に設けられたい。

第8 監査結果

以上のとおり、本件請求は、却下及び棄却の各理由に照らし、次のとおり処理する。

- ・ 議会運営・政策形成一般に関する部分は、却下
- ・ 当初契約の締結、変更契約の締結、補正予算の計上及び支出負担行為に係る部分は棄却